

「教職員の働き方改革推進プラン」

大和高田市教育委員会

～はじめに～

グローバル化が進展していく社会において、将来を担う子どもたちの教育環境も急速に変化していくことが予想されます。一方で、子どもたちの生きる力を育むために、授業等の「子どもたちと向き合う時間」に全力を注ぐべき教職員は、多種多様な業務に追われ、長時間の勤務を余儀なくされています。

今までも、そして、これからも、教職員一人ひとりが使命感に燃え、「子どもたちのために」という想いと情熱を持ち続けていくことが、子どもたちの未来に関わる教職員の職責を果たす原動力になると考えます。そのためには、健康の保持促進、業務量・環境の改善、職員間や保護者・地域との連携強化が重要になってきます。

文部科学省は、「学校における働き方改革」を目指し、業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等、教職員の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していくこととしています。

このような背景のもと、大和高田市教育委員会は奈良県の「教職員の働き方改革推進プラン」を参考にしながら、大和高田市「教職員の働き方改革推進プラン」を策定し、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化を図ることにより、教育の質の向上を目指します。

1. 方針の目的

- ・教職員がワーク・ライフ・バランスを整え、職場環境を整備し、学校教育の質の維持向上を図る。

2. 目標

令和3年度中に超過勤務時間を校務支援システム等で客観的に把握し、令和5年度までの3年間で、教職員の超過勤務時間が「大和高田市立学校の管理運営に関する規則」で規定された次の①～③になることを目標とする。

- ①月平均時間外勤務を45時間以内にする
- ②年間の在校等時間を超過勤務360時間以内にする
- ③月80時間超の長時間勤務を解消すること

3. 期待できる成果

- ・子どもへの指導と支援に専念できる環境づくり
- ・子どもと向き合える時間の確保
- ・学校教育の質の向上
- ・教職員の健康増進とモチベーションの維持向上

4. 推進のための課題

教育委員会が行う取組

1) 勤務時間の管理と意識改革

○勤務時間の把握

- ・教職員の勤務時間を統合型校務支援システム等により把握し、長時間勤務の解消及び健康管理を図る。

○定時・早期退勤に関する取組の実施

- ・留守番電話を設置（予定）し、業務終了時間（校種ごとに決定）以降における外部からの問い合わせに対しては、緊急時の連絡方法を確保した上で留守番電話での対応とし、時間外勤務の解消を図る。

○休暇等を意識した働き方の推進

- ・夏期休業中に学校閉庁日を設定し、特別休暇・年次休暇を取得しやすい環境づくりを行う。

2) 業務改善の推進

- 校務支援システムの導入（導入済み）
 - ・データのみを送受により、鑑文及び印鑑等を省略し、簡素化を図る。
- ICT機器を活用した情報共有
- 市教育委員会主催の会議、研修会等の見直し
 - ・市教育委員会主催の会議の内容及び開催時期（日時）の再点検を行い、複数の研修の統合などの見直しを実施。また、リモートによる実施など、受講しやすい工夫を図る。
- 学校給食費の徴収に関わる公会計化（実施済み）
- 各種団体等の文書配布依頼について、学校に頼らないことについての協力要請

3) 部活動の適正化

- 部活動指導員の配置を進める
- 地域単位の活動への移行

4) 人的配置の拡充

- 非常勤講師の時間増（実施済み）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員などの外部人材の拡充を目指す。
- 学校現場の問題に法律的な助言を提供する弁護士の活用を進める。
- 学生インターシップや学生ボランティアを受け入れるため、大学等との提携を図り、恒常的な人材確保に努める。

5) 保護者や地域への啓発活動

- ホームページやリーフレット等を活用し、大和高田市「教職員の働き方改革推進」の取組について、保護者や地域の理解促進を図る。
- 社会教育団体等の活動については、地域の実情に応じ、その必要性を精査する。
- コミュニティー協議会の設置

6) 労働安全衛生管理の徹底

- すべての学校でストレスチェックの実施をする。

7) 評価、研修での意識改革

- 人事評価に「働き方改革」の内容を盛り込み、教職員一人ひとりに業務改善の意識を持たせる。

各学校が行う取組

1) 勤務時間の管理と意識改革

○各学校において統合型校務支援システム等による勤務時間管理の徹底

○定時・早期退勤に関する取組の実施

- ・各学校において会議や研修、部活動のない一斉退勤日等を校内で設定し、取組を実施。
- ・教職員一人ひとりが、1日平均2時間以内の超過勤務時間となるように、業務終了時刻を設定し、効率よく業務を進める。
- ・校舎内外の鍵の開閉は、全教職員で協力して行う。

○長時間勤務者への管理職員による面談の実施

- ・各学校において月80時間を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、管理職員等による面談を実施し、長時間勤務解消のための対策に取り組む。

○休暇等を意識した働き方の推進

- ・休暇制度等の周知（休暇案内、職員の子育て支援ハンドブック等）

2) 業務改善の推進

○学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（学校行事・会議・校務分掌の見直し等）。

- ・業務の削減に向けて、学校行事や研修会等の見直しや、会議形態の工夫（会議時間の短縮・会議の集約化等）をし、効率化を図る。
- ・教職員の時間外業務の状況も勘案し、毎年度、校務分掌の整理や統合などの見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図る。
- ・校内PCやタブレット端末を活用し、会議のペーパーレス化を図り、資料の印刷・配布にかかる時間を削減する。
- ・グループウェア機能の活用により、学校間や学校と教育委員会との文書收受や情報交換の効率化を図る。
- ・メールやホームページを利用した家庭・地域との情報の共有化を図る。

3) 部活動の適正化

○大和高田市「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、各学校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定

○部活動休養日の取組の徹底

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設定（平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は、少なくとも1日以上以上の休養日を設定）を徹底する。
- ・週末に大会やコンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

○1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度（長期休業を含む）

※ ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意することが必要であることから、学校や地域の状況、生徒の発達段階、生徒の多様なニーズ等に応じ、校長の許可を得て活動時間を設定することもできる。

その際は、生徒・保護者に十分な理解を得るとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てること。

4) 外部人材の活用

○地域の人材の発掘

5) 保護者や地域への啓発活動

○保護者会や PTA の会議等において、学校の働き方改革の意義について保護者に説明・周知する。

○学校のホームページや学校通信に、学校の働き方改革の取組を掲載する。

6) 労働安全衛生管理の徹底

○すべての学校でのストレスチェックの実施を促す。

7) 評価、研修での意識改革

○人事評価に「働き方改革」の内容を盛り込み、教職員一人ひとりに業務改善の意識を持たせる。